

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木七丁目3番7号	1-003226 5-004037
世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園二丁目9番3号	1-001962
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽一丁目7番27号	1-002400

2 指名停止措置期間

平成30年4月24日～平成30年7月23日 (3か月)

※入札参加資格を有しない日本道路株式会社(東京都港区新橋一丁目6番5号)、大林道路株式会社(東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号)、株式会社NIPPPO(東京都中央区八重洲一丁目2番16号)、前田道路株式会社(東京都品川区大崎一丁目11番3号)及び大成ロテック株式会社(東京都新宿区西新宿八丁目17番1号)は、指名停止措置の対象ではないが、今後、有資格者となった場合、この指名停止期間の始期から日本道路株式会社及び大林道路株式会社は3か月、株式会社NIPPPO及び前田道路株式会社及び大成ロテック株式会社は6か月の指名停止措置をそれぞれ行う。

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

日本道路株式会社、東亜道路工業株式会社、大林道路株式会社、世紀東急工業株式会社、鹿島道路株式会社、株式会社NIPPPO、前田道路株式会社及び大成ロテック株式会社は、成田国際空港株式会社が発注する特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたことにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成30年3月28日、独占禁止法第3条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表された。

5 指名停止理由

1に掲げる者は、公正取引委員会から独占禁止法3条の違反業者とされており、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第6項に該当すると認められる。

なお、1に掲げる者は、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要領第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

<「指名停止等措置要領」>

措 置 要 件	期 間
別表第2 (独占禁止法違反行為) 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。) 第4条第3項 (指名停止の期間の特例) 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の自由があるため、(中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111